

板橋区保育所事業実施要綱

(平成 22 年 3 月 25 日 区長決定)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき保育を実施する児童の在籍する保育所において、児童処遇の向上を図るために実施する事業及び産休等代替職員の任用に係る事業を規定し、その事業を実施する保育所設置者に対して、区が必要な助成を行い、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第 35 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき設置された施設をいう。
- (2) 公立保育所 法第 35 条第 3 項の規定に基づき、区市町村が設置した保育所をいう。
- (3) 私立保育所 法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国又は地方公共団体以外の者が設置した保育所をいう。
- (4) 板橋区立保育所 東京都板橋区立保育所条例（昭和 36 年板橋区条例第 15 号）第 1 条に規定する保育所をいう。
- (5) 認可定員 私立保育所にあつては、設置時に都道府県知事（以下「知事」という。）が認可した定員及び変更時に知事に届け出た定員をいい、公立保育所にあつてはその区市町村の条例等で定めた定員で知事に事前に届け出たものをいう。
- (6) 零歳児 保育の実施を決定した日の属する年度の初日（前年度から引き続き保育を行っている児童については、当該年度の初日とする。以下「基準日」という。）において、満 1 歳に満たない児童をいう。
- (7) 1 歳児 前号の零歳児の意義に準じ「零歳児」を「1 歳児」と、「1 歳」を「2 歳」とそれぞれ読み替えたものをいう。
- (8) 3 歳以上児 基準日において 3 歳以上の児童をいい、保育を行っている児童が年度の途中で 3 歳に達した場合は含まない。
- (9) 保育士 法第 18 条の 4 に規定する者をいう。
- (10) 常勤保育士 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 10 年 3 月 31 日付 9 福子推第 1047 号）第 2 の 4（1）（ウ）に規定する者をいう。なお、保育所に従事する保育士を除く者に係る「常勤」の考え方については、常勤保育士に準じることとする。
- (11) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に規定する者を

いう。

- (12) 助産師 保健師助産師看護師法第3条に規定する女子をいう。
- (13) 看護師 保健師助産師看護師法第5条に規定する者をいう。
- (14) 最低基準 法第45条の規定に基づく東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（平成24年東京都条例第43号）により定められた基準をいう。
- (15) 職員 第3号に規定する施設のうち、区内にある保育所に勤務する者をいう。
- (16) 産休等職員 職員のうち出産又は傷病のため休業する者で第28条に定める期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金の全額又は地方公共団体の給与に関する条例に基づき給与の全額の支給を受ける者をいう。
- (17) 産休職員 前号に規定する職員のうち出産のために休業する者をいう。
- (18) 病休職員 第16号に規定する職員のうち傷病のため休業する者をいう。
- (19) 産休等代替職員 産休等職員の勤務を臨時に代替して行う者をいう。
- (20) 産休代替職員 前号に規定する者のうち産休職員を代替する者をいう。
- (21) 病休代替職員 第19号に規定するもののうち病休職員を代替する者をいう。

第2章 運営費助成

(助成対象事業)

第3条 区長は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う事業者（以下「運営費助成事業」という。）に対し、必要な経費を助成するものとする。

- (1) 一般保育所対策事業（別記1）
- (2) 11時間開所保育対策事業（別記2）
- (3) 零歳児保育特別対策事業（別記3）
- (4) 要支援児保育事業（別記4）

(助成対象施設)

第4条 区長は、前条に定める運営費助成事業を実施する保育所のうち、次の各号に定めるいずれかの要件に該当する保育所（以下「対象保育所」という。）に対し、助成を行うものとする。

- (1) 区内に設置されている私立保育所
- (2) 区が入所承諾をした児童が在籍している区以外の区市町村(以下「他の自治体」という。)の保育所

2 前項に掲げる対象保育所は、次の各号に定めるいずれかの要件に該当していなければならない。

- (1) 対象保育所の設置者が個人の場合、当該設置者が、申請日現在、特別区民税及び軽

自動車税を滞納していないこと。

- (2) 対象保育所の設置者が法人の場合、当該設置者が、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。

(助成金額)

第5条 運営費助成事業に要する経費（以下「運営費助成金」という。）にかかる金額は、算定基準表（別表1）に基づき、単価表（別表2から4まで）により算出した金額とする。

- 2 前条第1項第2号に規定する保育所に対して行う助成金額は、当該保育所を設置する他の自治体が定める要綱等により規定された金額とする。

(受託児童に係る運営費の請求)

第6条 区内保育所に他の自治体に住所を有する児童が入所している場合、板橋区立保育所にあつては、第3条第1号に規定する一般保育所対策事業のうち別表5の単価表により算出した額を区長が、私立保育所にあつては、第3条第1号に規定する一般保育所対策事業のうち別表3又は別表4の単価表により算出した額を保育所の設置者が、当該他の自治体の長に対してそれぞれ請求するものとする。ただし、当該他の自治体の要綱等によって私立保育所からの請求手続き等が定められている場合はこの限りでない。

(事業内容の届出)

第7条 運営費助成事業を実施する対象保育所の設置者は、保育事業実施内容届出書（別記第1号様式）により、その事業を実施する年度（以下「事業年度」という。）の4月10日までに区長に届け出なければならない。

- 2 年度の途中で運営費助成事業を開始する場合は、区長の指定する日までに届け出なければならない。
- 3 対象保育所の設置者が個人であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

(1) 保育事業実施内容届出書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

- 4 対象保育所の設置者が法人である場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付すること。ただし、非課税の場合は申告書（控）又は履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付すること。

(事業内容の変更)

第8条 前条の規定により届け出た事業内容に年度途中で変更が生じる場合は、当該保育所の設置者は、保育事業実施内容変更届(別記第2号様式)により速やかに区長へ届け出なければならない。

(実施状況報告)

第9条 運営費助成事業を実施している対象保育所の設置者は、毎月の事業の実施状況を区長が指定する日までに事業実施状況報告書(別記第3号様式)により、区長へ報告しなければならない。

(助成金の請求)

第10条 運営費助成事業を実施している対象保育所の設置者は、第5条の規定に基づき算出した助成額を請求書(別記第4号様式)により区長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第11条 区長は、前条の規定による請求があったときは、第9条に定める報告書等の書類を審査し、適当と認めた助成額を、請求の月ごとに支払うものとする。

(報告)

第12条 前条の規定に基づき助成金を受領した保育所の設置者は、当該事業年度分の収支決算書を作成し、翌事業年度の5月末日までに区長に提出しなければならない。

(区外保育所の特例)

第13条 第4条第2号に該当する保育所については、第7条から第9条まで及び前条の規定は適用しない。

第3章 延長保育事業助成

(助成対象事業)

第14条 区長は、第1条の目的を達成するために、延長保育事業(別記5)に対し、必要な経費を助成するものとする。

(助成対象経費)

第15条 前条に規定する事業に要する経費(以下「延長保育事業助成金」という)は、保育所が延長保育事業の保育内容の向上のため支出した経費で次の各号に定める経費とす

る。

- (1) 人件費 保育士を2名以上配置する経費
- (2) 間食費又は給食費 適宜、提供できるようにする経費
- (3) 光熱水費 延長時間の必要経費
- (4) 設備整備費 延長時間に関する設備整備経費
- (5) その他 必要となる経費

(助成対象施設)

第16条 区長は、第14条に定める延長保育事業を実施する保育所のうち、区内に設置されている私立保育所に対し、助成を行うものとする。ただし、次の各号に定めるいずれかの要件に該当していなければならない。

- (1) 対象保育所の設置者が個人の場合、当該設置者が、申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (2) 対象保育所の設置者が法人の場合、当該設置者が、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。

(助成金額)

第17条 延長保育事業の助成は、次の各号により算出された額の合計とする。

- (1) 別表6及び別表7に基づき算定される次に掲げる延長保育事業に必要となる経費
 - ア 1時間延長保育の平均対象児童数が6人以上又は2時間延長保育の平均対象児童数が3人以上の場合 別表6(1)及び別表7(1)によりそれぞれ算出された金額
 - イ 1時間延長保育の平均対象児童数が5人以下の場合 別表6(2)及び別表7(2)によりそれぞれ算出された金額
- (2) 前号の経費を充実するために別表8に基づき算定される次に掲げる区基盤整備費
 - ア 平均対象児童数の区分に応じて区長が定める定額基盤整備費
 - イ 延長保育事業における乳児保育を充実するための零歳児受入基盤整備費
 - ウ 分園で延長保育を実施するための分園加算経費

(助成の申請)

第18条 この章に基づく事業費の助成を受けようとする保育所の設置者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別記第5号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 申請内容に年度途中で変更が生じる場合は、当該申請者は、前項に掲げる書類を速やかに区長へ届け出なければならない。
- 3 対象保育所の設置者が個人であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直

近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの（全て）を添付するものとする。

- (1) 保育事業実施内容届出書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
 - (2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合
- 4 対象保育所の設置者が法人である場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付すること。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付すること。

（交付決定通知書等）

第19条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認められた場合は、交付決定通知書（別記第6号様式）により、また不適当と認められた場合は、不交付決定通知書（別記第7号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（助成の条件）

第20条 前条により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、児童の扶養義務者等から、保育所で定めた延長保育料を徴収しなければならない。ただし、延長保育料の減免をした場合はこの限りではない。

（実施状況報告）

第21条 交付決定者は、毎月の事業の実施状況を区長が指定する日までに延長保育実施報告書（別記第8号様式）により、区長へ報告しなければならない。

（助成金の請求）

第22条 交付決定者は、前条の実施状況報告に基づき請求書（別記第4号様式）により、区長に延長保育事業助成金を請求するものとする。

（助成金の支払）

第23条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときは、第21条に定める報告書等の書類を審査し、適当と認められた助成額を、請求の月ごとに速やかに支払うものとする。

（報告）

第24条 前条の規定に基づき助成金を受領した交付決定者は、延長保育事業に係る実績報告書（別記第9号様式）を翌年度4月末までに、区長に提出しなければならない。

第4章 産休等代替職員費助成

(助成対象事業)

第25条 区長は、第1条の目的を達成するために、産休等代替職員の任用に必要な経費を助成するものとする。

(助成対象施設)

第26条 区長は、前条に定める助成事業を実施する保育所のうち、区内に設置されている私立保育所に対し、助成を行うものとする。ただし、次の各号に定めるいずれかの要件に該当していなければならない。

- (1) 対象保育所の設置者が個人の場合、当該設置者が、申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (2) 対象保育所の設置者が法人の場合、当該設置者が、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。

(対象となる産休等職員)

第27条 対象となる職員は、前条に定める保育所に常勤の職員として勤務する、保育士、看護師、保健師、助産師、栄養士及び調理員とする。

(対象となる任用期間)

第28条 産休等代替職員の対象となる任用期間は、次の各号の定める期間とする。

- (1) 職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）

職員が産前休業を始める日から起算して16週間（多胎妊娠の場合は24週間）を経過する日までの期間内において、当該保育所の設置者が定める期間。なお、産前産後の休業期間については、産前8週間（多胎妊娠の場合は16週間）産後10週間を超えないものとする。

- (2) 職員が傷病のために14日以上（日曜、祝日及び年末年始（以下「休日等」という）を含む。）の継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）

病休代替職員を任用した日から起算して90日（休日等を含む。）を経過する日までの期間内において病休職員が休業を継続する期間。

(代替職員の資格等)

第29条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、職種ごとに所定の資格を有する者を任用するものとする。ただし、保育士においては、特別の事情があるときは、保育施設において児童等の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者を任用することができる。

- 2 産休等代替職員については、当該保育所で新たに職員を雇用し任用するものとする。ただし、新たに雇用することが困難な場合には、当該保育所において従前から雇用している職員を任用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、公定価格（特定教育・保育施設に係る特定教育・保育及び特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育に要する費用の額をいう。）に算入されている職員は除くものとする。

（採用承認手続）

第 30 条 第 26 条に規定する保育所の設置者は、産休等代替職員を任用する場合においては、産休等代替職員任用承認申請書（別記第 10 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、原則として、その任用する日の 10 日前までに、区長に提出するものとする。

（1）産休の場合

産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書並びに産休代替職員についての健康診断書（写）、資格証明書（写）及び本人の履歴書

（2）病休の場合

病休職員についての医師が発行する証明書（原則として、病休職員が当該傷病のため継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）並びに病休代替職員についての健康診断書（写）、資格証明書（写）及び本人の履歴書

- 2 対象保育所の設置者が個人であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

（1）保育事業実施内容届出書（別記第 1 号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

（2）区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

- 3 対象保育所の設置者が法人である場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付すること。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付すること。

（承認の通知）

第 31 条 区長は、前条により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めるときは、産休等代替職員任用承認（却下）通知書（別記第 11 号様式）を申請者に対して交付するものとする。なお、区長は申請者に対し、内容審査において必要な証明書、帳簿等の提示を求めることができる。

（報告）

第 32 条 産休等代替職員を任用した保育所の設置者は、産休等代替職員との雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（別記第 12 号様式）により、区長に報告しなければならない。

（助成金額）

第 33 条 産休等代替職員費助成の額は、産休等代替職員として任用承認を受けた職員に係る費用として、産休等代替職員がその任用期間の範囲内において施設に勤務した時間数（以下「勤務時間数」という。）に、板橋区立保育園保育充実職員設置要綱（令和元年 1 月 25 日東京都板橋区長決定）第 4 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる区分に応じて、同要綱第 1 4 条により算出される単価（施設単価が、算出された単価より低い額である場合については、その額）を乗じて得た金額とする。

2 前項の助成金額の算出にあたっての基礎となる勤務時間の上限は 1 日につき 7 時間 45 分とする。また、勤務時間の単位は勤務日ごとに 15 分単位とする。

（助成金の請求）

第 34 条 産休等代替職員を任用した保育所の設置者は、各月分についてその翌月に、又は支弁額全額をその任用期間経過後に、産休等代替職員費請求書（別記第 13 号様式）に、勤務実績の確認できるもの及び産休等代替職員の勤務時間数と賃金の単価について記載のある賃金受領書の写しを添えて、区長に請求するものとする。

（助成金の支払）

第 35 条 区長は、前条の規定に基づき請求を受けたときは、前条の確認書類等を審査し、適当と認めた助成額を、請求の月ごとに速やかに支払うものとする。

第 5 章 その他

（補助金の使用制限）

第 36 条 保育所の設置者等は、この要綱の定める目的以外に補助金を使用してはならない。

（返 還）

第 37 条 区長は、第 11 条、第 23 条及び第 35 条の規定に基づき助成を受けた施設が、次の各号に定めるいずれかの要件に該当した場合は、期限を定めて助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申し出等により、助成金を受領したことが明らかなきとき。

（2）東京都等の行う保育所指導検査の結果に基づく補助事業に関する指摘事項について、改善の見込みがないとき。

(3) 第8条、第9条、第18条及び第30条の規定に基づき届け出、報告し、又は申請した事業の内容が履行されなかったとき。

(4) 区長が、その施設に対して助成を行うことが不適當であると判断したとき。

2 延長保育事業においては、第24条の報告額が年間の助成額に満たない場合は、助成金を受領した交付決定者は、その差額を区長の定める期限内に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第38条 経費の支弁を受けた当該保育所の設置者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、5年間これを保存しなければならない。

(委 任)

第39条 この要綱の実施について、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年1月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度において、既に本要綱に基づく助成等を受けている私立保育所については、平成27年度に限り、第4条第2項、第7条第3項、同条第4項、第16条ただし書き、第18条第3項、同条第4項、第26条ただし書き、第30条第2項及び同条第3項の規定は適用しない。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 改正後の別記1イ、別表3、別表4及び別表5の規定は、令和元年10月分の運営費助成から適用し、同年9月分までの運営費助成については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記1（第3条関係）

一般保育所対策事業

保育事業の充実を図ること。

- (1) 1歳児に対する保育士の配置を認可基準の児童6人に対し1人から児童5人に対し1人に是正すること。
- (2) 認可定員20人から60人まで及び91人以上の施設に対し常勤保育士1人を増配置すること。
- (3) 認可定員20人から30人まで及び定員60人から149人までの施設に対し常勤の調理員1人、定員150人以上の施設に対し、常勤の調理員2人を増配置すること。

一般保育所対策事業の単価には、上記のほか以下のものが含まれる。

ア 3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費

イ 3歳以上児に対する副食給食の実施に要する経費（当該児童の教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る特別区民税又は市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する教育・保育給付認定保護者にあつては77,101円）以上の場合において、当該世帯に属する令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どものうち、最年長者及び第2番目の年長者に係る経費に限る。）

ウ 児童の採暖に要する経費

エ 嘱託医・嘱託歯科医の手当に要する経費

オ 施設の増改築、備品の購入等、施設・設備の整備を充実するための経費

カ 保育中の事故等に備えた、1事故3億円1人3千万円以上の補償内容の賠償保険への加入に要する経費

キ 当該施設勤務の職員（非常勤職員を含む）の健康管理に要する経費

ク 当該施設勤務の非常勤職員の雇用に要する経費

ケ 当該施設勤務の常勤職員の労務災害に対する上乗せ補償のための保険に加入する経費

別記2（第3条関係）

11 時間開所保育対策事業

（1） 開所時間

開所時間が11時間以上であること。

（2） 設備及び運営

認可定員61人以上の保育所については保育士1名の増配置を行い、開所時間内における入所児童の安全の確保及び保育内容の向上に努めること。

（パート保育士数の算定）

「11時間開所保育対策事業」については、別表1 11時間開所保育対策事業1「保育士加算」の項目について実施された場合にのみ2「パート保育士加算」、3「暖房費加算」の実施に関し算定できるものであること。

11時間開所保育対策事業の補助対象となるパート保育士数については、午前8時及び午後5時30分の時点における児童数の和を2で除した数（小数点以下切り上げ/以下「平均利用児童数」という。）に応じて、次によること。

（ア） 毎月初日（初日が土・日・祝日であった場合は、その翌日、以降の土・日・祝日等でない日/以下同様）の零歳児の平均利用児童数を3倍して得た数及び1・2歳児の平均利用児童数を1.5倍して得た数に、3歳以上児の平均利用児童数を加えた数（以下「算定基礎児童数」という。）が16以上の場合には算定基礎児童数から15を控除し、さらにこれを15で除した数（小数点以下切り上げ）のパート保育士を配置することができる。ただし、この場合、算定基礎児童数が16未満のときは、各月初日の午前8時及び午後5時30分の時点のいずれか一方の時点における児童の数をもって平均利用児童数とすることができる。

（イ） 上記（ア）によるパート保育士のほか、各月初日の午前8時又は午後5時30分の時点における3歳未満児数が20人以上の場合にはさらに1名のパート保育士を配置することができる。

別記3（第3条関係）

零歳児保育特別対策事業

（1） 対象人数

零歳児の認可定員（認可定員を超えて受け入れている場合は、その人数）が、1施設当たり9人以上（区長が特に必要と認める場合は、6人以上）であること。

（2） 設備及び運営

ア 零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて、おおむね5平方メートル以上の有効面積があること。

イ 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りではない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りではない。）及び便所を設けること。

ウ 零歳児が専用で使用できる屋外遊戯場（歩行運動場及び外気浴等を行う場所）を設けるように努めること。

エ 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。

オ 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確保すること。

カ 保健師等（保健師、助産師、看護師含む）を1名配置すること。なお、零歳児の対象人数が、6人以上9人未満の保育所において、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、1日4時間勤務又は隔日勤務の非常勤の保健師等を配置することができる。

保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。

キ 常勤の調理員を1名増配置し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。

ただし、その他各事業との兼任は認められない。なお、東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例（平成24年条例第43号）第43条に基づき、全ての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことが出来る。

ク 健康管理の徹底を図るため嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な連携を図るとともに、月1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

別記4（第3条関係）

要支援児保育事業

要支援児保育の充実を図るため、私立保育所において、現に保育が実施されている要支援児で次のいずれかに該当する児童の処遇向上を図るために行う事業。

- 1 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）」に基づく特別児童扶養手当の支給対象要支援児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- 2 上記1以外の児童で、区長が次のいずれかに相当すると認める程度の障がいを持つ児童。ただし、日常の保育の場において、健常児と同一の保育が可能な児童を除く。
 - (ア) 「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者等級表に掲げる級別5級又は4級程度。ただし、聴覚については、級別6級又は4級程度
 - (イ) 知能、社会性、運動機能の発達の遅れについては、おおむね「東京都愛の手帳交付要綱」第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度

別記5（第14条関係）

延長保育事業

（1）実施要件

ア 短時間認定

（ア）1時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。

（イ）2時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

（ウ）3時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

（エ）開所時間を超えた延長

標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）と合算して算出すること。

イ 標準時間認定

（ア）1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること

（イ）2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。

（ウ）3時間以上の延長

（イ）と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。

(エ) 30 分延長

上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(2) 対象児童等

ア 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、板橋区内の私立保育所を利用する児童。

イ 各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。

ウ (1)イ(エ)の場合を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

エ 延長保育実施保育所における延長保育を利用する児童のうち、保育所が定めた延長時間までの利用は必要としない児童についても次の(ア)及び(イ)の場合には本事業の対象となること。

(ア) 30分を超えて1時間30分までの延長保育を利用する児童の事業開始月における平均対象児童数が6人以上である場合

(イ) 1時間30分を超えて延長保育を利用する児童の事業開始月における平均対象児童数が3人以上である場合

オ 日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

カ 延長保育実施保育所は、対象児童の保護者の就労状況等の保育需要を把握し、対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。また、日々の対象児童数等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。

(3) 職員の配置

ア 基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。なお、当分の間、東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例(平成24年条例第43号)施行規則附則13項に基づき、保育士配置に係る特例を準用する。

イ 短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

(4) 事業の内容

ア 事業実施保育所の経営主体

この事業を実施する保育所の経営主体は、保育事業に実績があり、この事業の適切かつ円滑な実施が可能な者とする。

イ 運営及び設備

この事業を実施する保育所の設備及び運営については、最低基準及びその他の法令に定めるところによるほか、次による。

(ア) 運営形態

この事業は、当該保育所の認可定員の範囲内で行うものとする。

(イ) 保育の方法

- a 保育時間については、児童の心身に与える影響を考慮して児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮すること。
- b 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供できるようにすること。